

令和2年4月30日

舟橋村立小中学校
保護者各位

舟橋村教育委員会

臨時休校の再延長について

今般の新型コロナウイルス感染症に係る臨時休校措置について、ご理解とご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

現在、県内でも本感染症における罹患者の発生が続いており、今なお終息の目途が立っておりません。また、緊急事態宣言のもとで、「人との接触を8割減らす努力」が求められており、学校再開が困難な状況にあります。

つきましては、臨時休校を県立学校と同様に下記のとおり更に延長いたしますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 以前の予定 4月13日(月)～5月 6日(水)
 再延長期間 5月 7日(木)～5月31日(日)
 (学校では、再開に向けた準備を進めますが、今後の状況により、更に延長する場合があります。)
- 2 連絡事項
 - ・ 毎朝の検温をして、体調管理に努めてください。
 - ・ 大型連休中も、不要不急の外出を慎むようご指導ください。
(買い物もお子様の同伴を控え、最少人数に留めましょう。)
 - ・ 学習課題、生活指導等については、別途学校から連絡します。
 - ・ お子様の学習や生活のリズムが整うよう、また安全な生活が保てるように、引き続き見守り励ましてください。
 - ・ 再開後の授業時数の確保については、行事や夏休みの縮小を検討します。
 - ・ 学校の安全情報メールやホームページを、頻繁にご確認ください。

お子様の心身の健康状態で心配なことがある場合、また、ご家族を含めて感染や濃厚接触の疑いがある場合は、中部厚生センターに判断を仰ぎ、学校へも連絡してくださるようお願いいたします。(休日は、役場 ☎464-1121 へ)
※中部厚生センター相談窓口 ☎076-472-0637

- 3 その他
 村立図書館及び舟橋会館も同様に、5月31日まで休館いたします。